令和元（２０１９）年7月３０日【火】
於　栃木県公館　　大会議室

第１７６回　栃木県都市計画審議会

会　議　録

午後２時３０分　開会

○事務局　定刻となりましたので、ただいまから第１７６回栃木県都市計画審議会を開会いたします。

最初に、委員に異動がございましたので、新任委員を御紹介いたします。

１号委員に栃木県農業会議事務局長 山田健悦委員が任命されております。

○１番（山田委員）　一般社団法人 栃木県農業会議の山田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局　２号委員に国土交通省関東運輸局長 吉田晶子委員が任命されております。本日は代理で、国土交通省関東運輸局栃木運輸支局長 中里直之様が御出席されております。

○９番（吉田委員代理 中里様）　栃木運輸支局の中里でございます。本日は代理出席でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局　同じく農林水産省関東農政局長 幸田淳委員が任命されております。本日は代理で、農林水産省関東農政局農村振興部農村計画課課長補佐 後藤勝治様が御出席されております。

○１１番（幸田委員代理 後藤様）　本日代理出席させていただいております後藤です。よろしくお願いいたします。

○事務局　同じく栃木県警察本部長 原田義久委員が任命されております。本日は代理で、栃木県警察本部交通部交通規制課長 塚野重徳様が御出席されております。

○１２番（原田委員代理 塚野様）　本日は代理出席です。交通規制課長の塚野です。よろしくお願いします。

○事務局　４号委員に栃木県議会議員 斉藤孝明委員が任命されております。本日は所用によりご欠席です。

同じく栃木県議会議員 山形修治委員が任命されております。本日は所用により御欠席です。

同じく栃木県議会議員 岩崎信委員が任命されております。本日は所用により御欠席です。

同じく栃木県議会議員 相馬憲一委員が任命されております。

○１８番（相馬委員）　県議会議員の相馬でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局　同じく栃木県議会議員 板橋一好委員が任命されております。

○１９番（板橋委員）　板橋でございます。

○事務局　５号委員に栃木県市議会議長会会長 斎藤伸幸委員が任命されております。

○２０番（斎藤伸幸委員）　斎藤伸幸です。よろしくお願いします。

○事務局　以上で、今回、新たに委員となられた方の御紹介を終わります。

開会に当たり、県を代表して、熊倉県土整備部長から御挨拶申し上げます。

○熊倉県土整備部長　皆様こんにちは。県土整備部長の熊倉でございます。

本日は、大変お暑い中、また何かとお忙しい中、本年度最初の都市計画審議会に御出席を賜り、また、日頃から栃木県政、とりわけ県土整備行政の推進に際しまして御理解・御協力を賜っていることに対し、まず御礼申し上げます。

さて、現在、私たちの暮らす社会は、人口減少、さらには超高齢社会の到来、急速な経済のグロー

バル化など時代の大きな変化の中にあります。このような中、栃木県におきましては、４年目を迎えました「とちぎ元気発信プラン」の中で、「人づくり」、「成長」、「安心」、「安全」、「地域づくり」の５つを柱とする各プロジェクトのさらなる推進に、全庁一丸となって取り組んでいるところでございます。

また、本審議会におきましては、令和３年度を初年度といたします次期都市計画区域マスタープランの策定に向けて、専門委員会を設置していただき、都市のスポンジ化といわれます空き地・空き家問題、既存集落におけるコミュニティの崩壊、頻発する異常気象による災害リスクの高まりなどに的確に対応するため、委員の皆様から様々な御意見・御提案をいただいて、現在取りまとめ作業を行っております。

本日は、都市計画道路の変更に係るもの３件について調査審議をいただきますほか、報告事項といたしまして、専門委員会で御検討いただいてきました都市ビジョンについて報告をさせていただく予定でございます。皆様方にはそれぞれの専門的なお立場から広く御意見・御審議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

結びに、今後とも本県の都市計画行政の推進になお一層の御助言・御協力を賜りますことをお願い申し上げまして御挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願い申し上げます。

○事務局　本日は委員２０名のうち出席者は１４名となっていることから、栃木県都市計画審議会条例第５条の規定による定足数に達していますことを御報告いたします。

それでは、第１７６回栃木県都市計画審議会に付議されました議案について、御審議をお願いいたします。議事の進行につきましては、森本会長よろしくお願いいたします。

○議長　それでは議事を進めさせていただきます。

まず議事録署名委員ですが、本日は、１番の山田委員、８番の稲葉委員を御指名させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の案件としましては、お手元の「次第」にございますように、「宇都宮都市計画道路の変更について」のほか付議案件が２件、報告案件が３件でございます。

また、審議会は、栃木県都市計画審議会規程第１２条の規定におきまして、栃木県情報公開条例第７条に定めております、個人の権利利益を害する恐れがある事項などを審議する場合や、公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合を除き、原則公開となっております。第３号議案につきましては、意見書が提出されているため、栃木県情報公開条例第７条第２号に該当する個人情報等の審議に当たりますので、審議の一部を非公開とさせていただきます。

それでは、第１号議案「宇都宮都市計画道路の変更について」を議題といたします。この議案につきまして、幹事から説明をお願いいたします。

○幹事（栃木県都市計画課長）　今年度幹事を仰せつかりました都市計画課長の分田でございます。どうぞよろしくお願いします。以後は着座にて説明したいと思います。

それでは、第１号議案について御説明いたします。「議案書」２ページ目の計画書並びに３ページ目の位置図を御覧ください。

今回の変更対象路線は、３ページに赤色で表示しております「３・５・９０５号六美吾妻線」及び「３・５・９０６号真岡壬生線」並びにこれに関連して変更になる「３・４・１号宇都宮栃木線」及び「３・５・９０２号壬生福和田線」の合計４路線でございます。

１路線目の「３・５・９０５号六美吾妻線」は、壬生町大字壬生丁字六美を起点として、「３・４・１号宇都宮栃木線」との交差点である壬生町大字壬生乙字下川原を終点とする延長約８，０２０ｍの幹線道路で、壬生町北部地区から壬生乙地内の工業専用地域を連絡する役割を担っております。

２路線目の「３・５・９０６号真岡壬生線」は、壬生町大字藤井字向久保を起点として、壬生町大字壬生乙字西高野裏を終点とする、位置図には記載がありませんが、変更前の延長が約４，０５０ｍの幹線街路で、壬生市街地を東西に横断し、一般国道３５２号の一部を担っております。

３路線目の「３・４・１号宇都宮栃木線」は、宇都宮市松原２丁目を起点として、壬生町大字壬生甲字下山を終点とする、延長約２０，２６０ｍの幹線道路で、宇都宮市街地と県南地域との都市間を連絡する役割を担っております。

４路線目の「３・５・９０２号壬生福和田線」は、壬生町表町を起点として、壬生町大字壬生甲字宝祭を終点とする、延長約２，８００ｍの幹線道路で、壬生市街地を南北に縦断する役割を担っております。

変更する路線が複数あるため、詳細につきましては、路線ごとにお手元の「参考資料」を使って御説明したいと思います。

「参考資料」１ページの「１ 位置図」を御覧ください。まず、赤の太い実線で示します「３・５・９０５号六美吾妻線」について御説明いたします。今回変更する区間は、「３・５・９０５号六美吾妻線」において旗揚げしている変更区間Ａ及びＢの区間となっております。

「３・５・９０５号六美吾妻線」は、都市計画決定後３０年以上未整備の都市計画道路になっております。このため、土地利用の状況や周辺道路の整備状況を踏まえ、壬生町の交通の現状及び将来の見通しを勘案した結果、都市計画道路の車線数、幅員を変更するものでございます。

２ページの上段「２ 平面図」を御覧ください。起点から「３・５・９０６号真岡壬生線」までの区間を示したものでございます。橙色の線で示した現在の都市計画から、赤色の線で示したとおり、北関東自動車道の側道となる町道との交差部から「３・５・９０６号真岡壬生線」までの変更区間Ａの約３，５６０ｍについて、車線数を現計画の４車線から２車線に変更しようとするものでございます。

変更する道路の横断図につきましては、同じく２ページの下段「３ 横断図」に示したとおり、現計画の全幅員２５．０ｍから、変更案の主な諸元として１車線あたりの車道幅員を３．２５ｍ、歩道を両側に幅員２．５ｍとし、全幅員で１３．５ｍに変更するものです。

なお、起点の「３・３・９０１号おもちゃのまち下古山線」との交差点部から北関東自動車道までの区間については、平成２９年度に土地区画整理事業の都市計画決定に併せて、４車線から２車線に都市計画の変更を行っております。

続いて３ページを御覧ください。上段の「４ 平面図」は、「３・５・９０６号真岡壬生線」から終

点までの変更区間Ｂの区間を示したものでございます。変更区間Ｂの約４，０００ｍについても、変更区間Ａと同様に、車線数を現計画の４車線から２車線に変更しようとするものでございます。

同じ３ページの下段左側に示す「５　横断図」に示したとおり、現計画の全幅員２０．０ｍから、変更区間Ａと同様に１車線当たりの車道幅員を３．２５ｍ、歩道を両側に幅員２．５ｍとし、全幅員で１３．５ｍに変更するものでございます。

また、幅員の変更に伴い、「４　平面図」の左側で「１」と示した緑破線の四角で囲っている部分の拡大図面を３ページ下段右側の「６　交差点詳細図」の「１」に示したとおり、橙色の線から赤色の線で示すとおり、「３・５・９０６号真岡壬生線」との交差点の区域を変更するものでございます。

なお、路線の名称を３・５・９０５号として説明させていただきましたが、当該路線の旧路線の名称は３・４・８号でありまして、今回の幅員の変更に伴い、３・５・９０５号六美吾妻線に変更になることを付け加えさせていただきます。

続きまして、４ページの「１　位置図」を御覧ください。赤の太い実線で示す「３・５・９０６号真岡壬生線」ほか２路線について御説明いたします。

「３・５・９０６号真岡壬生線」についても、都市計画決定後４５年以上未整備の都市計画道路となっております。現道である一般国道３５２号の道路拡幅計画もあることから、交通の現状及び将来の見通しを勘案した結果、都市計画道路の法線、終点の位置及び幅員を変更するものでございます。

５ページの上段「２　平面図」を御覧ください。まず、変更区間と示された中間部、一級河川黒川左岸から、平面図左側、方角的には西側になりますが、終点に至る壬生町の市街地を東西に横断する橙色の線で示したバイパス区間約１，８００ｍについて、現道の一般国道３５２号に整備済み区間や道路拡幅計画があることから、赤色の線で示したとおり、一般国道３５２号の現道部約１，１１０ｍの区間に法線を変更し、終点の位置を「３・４・１号宇都宮栃木線」との交差部に変更するものでございます。これにより変更後の延長は約３，３６０ｍになります。

また、「３・５・９０５号六美吾妻線」との交差点から、終点である「３・４・１号宇都宮栃木線」との交差点部までの区間約２，２００ｍについても、道路幅員を変更いたします。

変更する道路横断図については、同じページの下段左側に示す「３　横断図」のとおり、現計画の全幅員１８．０ｍから、主な諸元といたしまして、１車線当たりの車道幅員を３．２５ｍ、歩道を両側に幅員３．０ｍとし、全幅員で１４．５ｍに変更するものでございます。

なお、路線の名称を３・５・９０６号として説明させていただきましたが、当該路線の旧路線名の名称は３・４・９１１号でございまして、今回の幅員の変更に伴い３・５・９０６号真岡壬生線に変更になることを、先ほどと同様に付け加えさせていただきます。

続いて、「３・４・１号宇都宮栃木線」の変更は、先ほど説明いたしました「３・５・９０６号真岡壬生線」の変更に伴い、５ページ上段の変更区間の左側で「１」と示した緑破線の四角で囲っている部分の拡大図面を、同じく５ページ下段右側の「４　交差点詳細図」の「１」に示したとおり、「３・５・９０６号真岡壬生線」との交差点区域について、橙色の線から赤色の線で示すとおり変更するものでございます。

同様に、「３・５・９０２号壬生福和田線」の変更につきましても、「３・５・９０６号真岡壬生線」の変更に伴い、５ページ上段の変更区間の左側で「２」と示した緑破線の四角で囲っている部分の拡大図面を、同じく５ページ下段右側の「４　交差点詳細図」の「２」に示したとおり、「３・５・９０６号真岡壬生線」との交差点区域について、橙色の線から赤色の線で示すとおり変更するものでございます。

なお、本変更案につきましては、令和元年５月１４日から５月２８日までの２週間、公衆の縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

また、本件につきましては、関係市町である下野市、壬生町に意見を聴取しましたところ、壬生町からは令和元年６月２４日付け、また下野市からは令和元年６月２８日付けで異存ない旨の回答を得ております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いします。

○議長　ただいまの説明を踏まえまして、委員の皆様には審議を進めていただきたいと思います。御質問や御意見がございましたらお願いいたします。

御質問や御意見がないようですので、本案件については、原案どおり議決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　御異議がございませんので、本案件については、原案どおり議決いたします。

○議長　続いて第２号議案「大田原都市計画道路の変更について」を議題といたします。

この議案につきまして、幹事から説明をお願いいたします。

○幹事（栃木県都市計画課長）　第２号議案について御説明いたします。「議案書」５ページの計画書並びに６ページの位置図を御覧ください。今回の変更対象路線は、６ページに赤色で表示しております「３・３・３号野崎こ線橋通り」及びこれに関連して変更となります「３・３・２号大田原野崎線」の２路線でございます。

１路線目の「３・３・３号野崎こ線橋通り」は、那須塩原市一区町を起点として、一般国道４号と交差し、終点の那須塩原市との行政境である大田原市上石上を終点とする、位置図には記載はありませんが、変更前の延長が約５，１４０ｍの幹線道路で、大田原市野崎地区の骨格を形成する役割を担っております。

２路線目の「３・３・２号大田原野崎線」は、大田原市山の手２丁目を起点とし、大田原市薄葉を終点とする、「一般国道４６１号」として整備が進められてきた延長約８，１７０ｍの幹線街路で、大田原市街地と同市野崎地区を連絡する役割を担っております。

詳細につきましては、お手元の「参考資料」を使って御説明いたします。６ページの「１ 位置図」を御覧ください。今回変更する区間は、赤実線で示す「３・３・３号野崎こ線橋通り」において旗揚げしている区間となります。

「３・３・３号野崎こ線橋通り」は、位置図の左側に示す「一般国道４号 矢板大田原バイパス」

の整備計画により、昨年度に実施した「３・３・５号宇都宮陸羽線」及び「３・３・５号国道４号線」の都市計画の変更を踏まえまして、大田原市野崎地区における交通の現状及び将来の見通しを勘案した結果、都市計画道路の起点の位置、法線、車線数及び幅員を変更するものでございます。

７ページの左上の「２ 平面図」を御覧ください。まず、平面図右下の起点から県道西那須野・薄葉線との交差点までの約９１０ｍの区間につきまして、車線数を現計画の４車線から２車線に変更しようとするものでございます。また、橙色の線で示しました現在の都市計画から、赤色の線で示したとおり、起点の位置及び法線につきまして、走行性及び安全性の向上を図るために、平面図右下に示すとおり「３・３・２号大田原野崎線」と直角に交差するように変更するものでございます。これによりまして、変更後の延長は約５，１３０ｍになります。

なお、平面図左上の県道西那須野・薄葉線との交差点においては、右折車線などの交差点の影響範囲も、今回変更する都市計画道路の区域としております。

次に、「３・３・２号大田原野崎線」の変更についてですが、「３・３・３号野崎こ線橋通り」との交差点位置の変更に伴い、交差点の影響範囲となる区域を平面図右下の赤色の線で示すとおり変更しようとするものでございます。

また、平面図に表示しているＡからＤの位置における道路横断図について、平面図の右側と下に示しております。

ＡからＣが、「３・３・３号野崎こ線橋通り」の横断図になります。Ａの位置では、現計画の全幅員２４．０ｍから、主な諸元として、１車線あたりの車道幅員を３．２５ｍ、歩道を両側に幅員２．５ｍとし、全幅員を１５．０ｍに変更するものでございます。

Ｂ及びＣの箇所は、ＪＲ宇都宮線との立体交差の区間となります。

Ｂの位置については、両側に幅員５．０ｍの副道を設けまして、現計画の全幅員３２．０ｍから全幅員２６．２ｍに変更するものでございます。

Ｃの位置は、ＪＲ宇都宮線との橋梁部で、現計画の全幅員２０．０ｍから全幅員１５．８ｍに変更するものでございます。

横断図Ｄに示します「３・３・２号大田原野崎線」の交差点部の幅員は、現計画どおり右折レーン３．０ｍを含めた全幅員２７．０ｍから変更はありません。

なお、本変更案につきまして、令和元年５月１４日から５月２８日までの２週間、公衆の縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

また、本件につきましては、関係市である大田原市及び那須塩原市に意見を聴取しましたところ、大田原市からは令和元年５月２９日付け、また那須塩原市からは令和元年７月３日付けで異存ない旨の回答を得ております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長　ただいまの説明を踏まえまして、委員の皆様には御審議をいただきたいと思います。御質問や御意見はございますか。

○１３番（齋藤淳一郎委員）　勉強のためにお聞かせいただければと思いますが、Ｃの箇所については、

ＪＲ宇都宮線を立体交差、オーバーパスという話になるのだと思います。今日はＪＲの関係者の方はおられませんが、いろいろ新しい道路をつくるということではＪＲさんとの協議が難航することがあると思います。今回は言ってみればここについて幅員が狭くなるということですが、こういった都市計画決定の変更手続をする中で、ＪＲ宇都宮線が関係しているこのようなケースでは、例えば県なりの関係機関とＪＲとの協議はあらかじめどんな形で行われるのか、それとも行われないのか、差し支えなければ教えていただければと思います。

○幹事（都市計画課総括課長補佐）　都市計画課の笹沼と申します。ただいまの質問にお答えします。

今回は都市計画の変更ということで幅員の見直しをさせていただくわけですが、当然ながら鉄道の上をオーバーパスという形になりますので、鉄道管理者との協議は行っております。

○１３番（齋藤淳一郎委員）　分かりました。ありがとうございます。

○議長　ほかにはいかがでしょうか。ほかに御質問、御意見がないようでしたら、本案件については、原案どおり議決することに御異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　御異議がございませんので、本案件について、原案どおり議決いたします。

○議長　それでは、第３号議案「矢板都市計画道路の変更について」を議題といたします。

この議案につきまして、幹事から説明をお願いいたします。

○幹事（栃木県都市計画課長）　第３号議案について御説明いたします。「議案書」の８ページの計画書並びに９ページの位置図を御覧ください。

今回の変更対象路線は、９ページに赤色で表示しております「３・３・５号宇都宮陸羽線」を、国道４号矢板拡幅事業の整備計画に併せて変更を行うもので、これに関連して変更となる「３・４・２号中央通り」及び「３・４・３号公園通り」の合計３路線でございます。

１路線目の「３・３・５号宇都宮陸羽線」は、矢板市乙畑を起点として、矢板市山田を終点とする延長約１４，８２０ｍの矢板市及び県北地域の都市間を結ぶ主要幹線街路でございます。

２路線目の「３・４・２号中央通り」は、矢板市上町を起点として、矢板市中を終点とする延長約４，０１０ｍの矢板市街地の骨格を形成する幹線街路でございます。

３路線目の「３・４・３号公園通り」は、矢板市本町を起点として、矢板市中を終点とする延長約１，７６０ｍの矢板市街地の骨格を形成する幹線街路でございます。

詳細につきましては、お手元の「参考資料」を使って御説明いたします。

８ページの「１　位置図」を御覧ください。赤色で表示してある道路が、今回変更する都市計画道路の３路線となります。

「３・３・５号宇都宮陸羽線」の変更区間は、図面下中央の東北縦貫自動車道矢板インターチェンジのランプが接続する位置から、市道中針生２号線との交差点までの旗揚げしているＡからＤの区間となります。矢板市の交通の現状及び将来の見通しを勘案し、「３・３・５号宇都宮陸羽線」の詳細な設計を行ったところ、都市計画道路としての区域が明確になったことから、変更するものでござい

ます。

９ページの「２　平面図」を御覧ください。「３・３・５号宇都宮陸羽線」の平面図を示しております。上段の変更区間Ａの右側が東北縦貫自動車道矢板インターチェンジのランプ接続部になっておりまして、そこから図面左方向に下段の変更区間Ｂの図面、次の１０ページ上段の変更区間Ｃ、下段の変更区間Ｄと続き、今回変更する区間は市道中針生２号線までの約５，８００ｍとなっております。この区間において道路の詳細な設計を行ったところ、橙色の線で示した現在の都市計画から、赤色の線で示したとおり、都市計画道路としての区域をいわゆる上幅から下幅に変更するものでございます。

続いて１１ページの「３　横断図」を御覧ください。現都市計画と変更案の道路の幅員構成を示しております。現在の都市計画は４車線で、主な諸元として、１車線あたりの車道幅員を３．５ｍ、中央帯が１．５ｍ、歩道を両側に幅員２．５ｍとし、全幅員は２２．０ｍとなっております。

今回の変更では、基本的な横断構成に変更はなく、主要な交差点部において右折車線３．０ｍを加えた幅員２５．０ｍに拡幅し、さらに沿道部の地形に応じ法面部を含めた区域についても都市計画道路の区域として変更することから、全幅員が最大で５２．１ｍとなるものでございます。

続いて「３・４・２号中央通り」の変更は、先ほど説明いたしました「３・３・５号宇都宮陸羽線」の変更に伴い、９ページ下段の変更区間Ｂの左側で「１」と示した緑破線の四角で囲っている部分の拡大図面を、１１ページ下段左側の「４　交差点詳細図」の「１」に示したとおり、「３・３・５号宇都宮陸羽線」との交差点の区域について、橙色の線から赤色の線で示すとおり変更するものでございます。

同様に、「３・４・３号公園通り」の変更につきましても、「３・３・５号宇都宮陸羽線」の変更に伴い、１０ページ上段の変更区間Ｃの左側で「２」と示した緑破線の四角で囲っている部分の拡大した図面を、１１ページ下段右側の「４　交差点詳細図」の「２」に示したとおり、「３・３・５号宇都宮陸羽線」との交差点の区域について、橙色の線から赤色の線で示すとおり変更するものでございます。

なお、本変更案につきましては、令和元年５月１４日から５月２８日までの２週間、公衆の縦覧に供したところ、９名の方から３件の意見書が提出されております。

また、本件につきましては、関係市である矢板市の意見を聴取したところ、令和元年６月２６日付けで異存ない旨の回答を得ております。

変更内容に関する説明は以上でございます。

○議長　意見書に関しましてはこの後の説明でお願いしますが、まずは、これまでの変更内容につきまして、皆様から御質問や御意見がございましたらお願いいたします。ございませんか。

御質問、御意見がないようですので、さきに申し上げましたとおり、意見書が提出されております。この内容につきましては、栃木県情報公開条例第７条第２号に該当する個人情報等の審議に当たりますことから、これより審議を非公開といたします。報道関係者におかれましては、本案件の審議が終わるまで御退席くださるようお願い申し上げます。

（報道関係者　退席）

本部分に関する審議については、栃木県情報公開条例第７条第２号に該当する個人情報の審議にあたることから非公開としています。

（報道関係者　入室）

○議長　御退席いただいた方もおられますので、先ほどの審議結果についてお知らせいたします。

第３号議案につきましては、矢板市から都市計画上支障がない旨の回答を得ていること、また、意見書によりさまざまな意見が出されましたが、意見に対する県の考え方を踏まえましても、都市計画の内容は妥当であると認められますので、原案どおり議決いたしました。

○議長　以上をもちまして、本日の議案の審議を終了いたします。本日、御審議いただきました議案につきましては、直ちに答申の手続をとりますので御了承願います。

続きまして、報告事項に移ります。

報告第１号「とちぎの都市ビジョンについて」、事務局から報告をお願いいたします。

○幹事（都市計画課総括課長補佐）　報告第１号「とちぎの都市ビジョンについて」御説明いたします。黄色い表紙の「第１７６回栃木県都市計画審議会（報告資料）」を御用意ください。この資料に「報告第１号」というインデックスのついた黄色い仕切り紙がありますので、これをめくったページを御覧ください。

それでは、報告第１号「とちぎの都市ビジョン」の改定について。

１の「とちぎの都市ビジョン」につきましては、人口減少・超高齢社会がもたらす課題に対応し、暮らしやすく持続可能な集約型の都市づくりを進めるため、２１世紀中ごろを見据えた本県における都市づくりの基本的な考え方や都市政策の展開の方向性を示すもので、当初の都市ビジョンは平成２１年度に策定をいたしました。

その後、東日本大震災の発生や地球環境問題への県民意識の高まり、本格的な人口減少・超高齢社会を迎えたことなどを受けまして、平成２６年度に第１回目の改定を行い、現行の都市ビジョンとなりました。

２の「改定の趣旨」でありますが、現行の都市ビジョンを策定してから５年が経過し、人口減少・超高齢社会がますます進行し、市街地においては低未利用地がランダムに発生する「都市のスポンジ化」と呼ばれる現象が生じております。また、郊外部の既存集落においては、人口減少によりコミュニティの維持が困難な状況となっております。これに加えまして、頻発化・激甚化している災害への対応が必要となるなど、より深刻化している問題や都市の新たな課題に的確に対応していくため、今回改定を行いました。

改定に当たりましては、今年２月に当審議会からいただいた「都市づくりに関する考え方」についての答申を踏まえて案を作成し、今年の３月１日から４月５日までパブリックコメントによる県民意見の募集を行いました。

パブリックコメントの結果、３名の方から１３件の意見をいただきました。意見につきましては、本ビジョンの内容に対する質問などもありましたが、おおむね本ビジョンの取り組みに対する賛意や、さらに進めていくための御意見でありましたので、原案から大きな変更はございません。

今後、この都市ビジョンの考え方を踏まえまして、おおむね２０年後を展望した都市の将来像や都市計画の基本的な方向性を示す次期「都市計画区域マスタープラン」を、県内１７の都市計画区域について、令和２年度末の都市計画決定を目指して作業を進めていくこととしております。

３の「改定の内容」につきましては、現行の都市ビジョンが目指してきた都市構造の基本的な考え方を継承しながら、ＩＣＴや自動運転等の新技術を活用したスマートシティの考え方などを新たに加えまして、本県が目指すべき都市構造を「とちぎのスマート＋(プラス)コンパクトシティ」としまして、本県ならではの持続可能で賢いコンパクト・プラス・ネットワークの都市づくりを推進することとしております。

この実現に向けて、資料に記載しておりますように、５つの基本目標と３つの基本姿勢を掲げまして、戦略的に取り組んでいくこととしております。

なお、公表の時期につきましては、本日の都市計画審議会終了後に公表することとしております。

続きまして、次のページのＡ３版の資料を御覧ください。今回改定した「とちぎの都市ビジョン」の概要版になります。

資料の左側には、都市が抱える現状と問題点等を記載しております。大きな項目としまして、「人口減少・超高齢社会への対応」、「災害への対応と地球環境との調和」、「とちぎの魅力や強みの有効活用」という３つに分類して整理をしております。

今回の改定で新たな問題等の主なものとしては、一番上にある「１　人口減少・超高齢社会への対応」の中の「（１）　都市機能の低下と市街地中心部の活力低下」の項目に記載している都市のスポンジ化でありますとか、「（４）　都市経営コストの増加」の項目に記載している都市の拡大等による物流体系の非効率化、そしてその下の「２　災害への対応と地球環境との調和」にあります自然災害の頻発化・激甚化、一番下の「３　とちぎの魅力や強みの有効活用」でインバウンド需要の拡大などといったものを追加いたしました。

このような都市の現状や問題等から、この右側に、都市づくりに向けて対応すべき課題と方向性を５つの項目に分けて整理し掲載しております。

この中で新たに追加した「課題と方向性」の主なものとしましては、一番上の拠点づくりの強化の項目に記載してあります、中山間地域における「小さな拠点づくり」でありますとか、その２つ下の枠内の都市経営の効率化の項目に記載しています健康まちづくりの推進、さらにその下の枠の項目の新技術の活用や、一番下の枠内に記載した市街地内農地の保全と活用などがございます。

こうした都市づくりの課題や方向性を踏まえまして、目指すべき都市構造を「とちぎのスマート＋(プラス)コンパクトシティ」とし、右上のイメージ図にありますように、必要な都市機能を集積した拠点地区を形成し、各拠点間を効率的な公共交通ネットワーク等で結ぶことで、コンパクト・プラス・ネットワークの都市づくりを推進していくとともに、都市経営の効率化や新たな技術を導入したスマートシ

ティの考え方を取り入れ、持続可能で賢い都市づくりを進めていくこととしております。

そのために、その下に記載してありますように、「誰もが暮らしやすくコンパクトな都市づくり」、「誰もが安全でスムーズに移動できる都市づくり」、「持続可能で効率的な都市づくり」、「新技術を活用した環境にもやさしいスマートな都市づくり」、「とちぎの魅力や強みを活かした都市づくり」といった５つの基本目標と、さらにその中に１８の具体的な戦略を掲げまして、実現に向けて戦略的に取り組みを進めていくこととしております。

なお、それぞれの基本目標に記載した具体的な戦略の内容につきましては、裏面に記載しておりますので御確認ください。

今回改定したビジョンの考え方に即しまして、次回の都市計画審議会におきましては、事務局から非線引き都市計画区域マスタープランの原案を提示させていただいて、委員の御意見をいただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

報告第１号につきましては、以上となります。

○議長　ありがとうございます。「とちぎの都市ビジョン」につきましては、これまで「栃木県都市計画区域マスタープラン専門委員会」におきまして調査検討を進めてきたところですので、専門委員会の委員長でございます大森先生から、先ほどの説明以外で何か補足する内容はございますか。

○３番（大森委員）　大森でございます。専門委員会におきまして、事前にパブリックコメントでの意見及びそれに対する県の考え方について御説明を受けておりまして、意見対応については、専門委員会においても妥当であると判断しております。このため、補足する内容は特にございません。

○議長　ありがとうございます。ほかに委員の皆様から確認したい点は何かございますか。よろしいでしょうか。

それでは、本ビジョンにつきましては、事務局説明のとおり、本審議会終了後に公表とさせていただきます。

○議長　続きまして、報告第２号「栃木県都市計画区域マスタープラン専門委員会の調査検討状況について」、専門委員会委員長でございます大森委員から報告をお願いいたします。

○３番（大森委員）　大森でございます。報告第２号「栃木県都市計画区域マスタープラン専門委員会の調査検討状況について」御報告いたします。

報告第２号の資料の１ページを御覧ください。次期「栃木県都市計画区域マスタープラン策定にあたっての基本的な考え方に関する調査検討の経緯」の１つ目の白丸のとおり、昨年平成３０年２月の第１７２回栃木県都市計画審議会において、知事から「次期栃木県都市計画区域マスタープラン策定にあたっての基本的な考え方」について諮問を受け、専門委員会を設置しております。これまで、「① 都市づくりに関する考え方」と「② 都市計画区域や区域区分に関する考え方」の２つの観点について、合計６回専門委員会を開催し調査検討をしてまいりました。

続きまして、当専門委員会での調査検討の状況について御説明いたします。3ページ目をお開きください。

調査検討の観点、「① 都市づくりに関する考え方」については、前回の第１７５回都市計画審議会において、専門委員会での調査検討結果を取りまとめて御報告させていただきました。先ほど事務局から報告していただきましたとおり、「とちぎの都市ビジョン」として公表することとなりました。

本日は、観点②の「都市計画区域や区域区分に関する考え方」について、現在の検討状況を御報告いたします。

大きく分けて２つの考え方について検討しております。１つ目は「都市計画区域に関する考え方」です。資料５ページの地図に記載のとおり、本県には、宇都宮都市計画区域をはじめとする小山栃木都市計画区域、足利佐野都市計画区域の３つの線引き都市計画区域と、日光都市計画区域をはじめとする薄緑色の１４の非線引き都市計画区域がございます。この都市計画区域について、都市のつながりの状況や土地利用規制の必要性、市町のまちづくりの考え方などを踏まえて、現在の都市計画区域の適正性について検討を進めております。

次に、３ページ目に戻っていただいて、２つ目の「区域区分に関する考え方について」です。都市計画区域マスタープランに記載する区域区分の決定の有無に関する考え方については、最新の都市計画基礎調査の結果に基づき、これまで区域区分を定めてきた効果や、今後人口減少下にあっても市街地が拡散していく可能性、他法令による規制の状況を踏まえ、区域区分の基本的な考え方について検討を進めております。

続いて４ページ目を御覧ください。１には「都市計画区域マスタープランの概要」、２には「都市計画区域マスタープランに定める事項」を記載しております。

なお、「１」の２）に示すように、令和２年度末の都市計画区域マスタープランの策定を進めていくにあたり、専門委員会でもその具体的な内容等について調査し検討しているところであります。

今後の予定ですが、２ページに戻っていただいて、３つ目の黒丸に示します次回第７回専門委員会を踏まえて、その下の白丸に示します次回の第１７７回都市計画審議会において、専門委員会での「次期栃木県都市計画区域マスタープラン策定にあたっての基本的な考え方」の調査検討結果について御報告していきたいと考えております。その後、令和２年度末の「都市計画区域マスタープラン」の策定に向けて必要な調査を進めていく予定です。

以上で、栃木県都市計画区域マスタープラン専門委員会の調査検討状況についての報告を終わりといたします。

○議長　ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、委員の皆様から御質問、御意見はございますか。ございませんか。

それでは、次回の都市計画審議会に向けまして、専門委員会で調査検討結果の取りまとめや都市計画区域マスタープラン策定に向けて、引き続き検討を進めていただきますよう、よろしくお願いいたします。

さて、ここで、専門委員会の委員の選任について事務局から報告がありますので、事務局から説明をお願いいたします。

○幹事（栃木県都市計画課長）　専門委員会に関連して、委員の選任につきまして報告をさせていただ

きます。

これまで専門委員会の委員をお願いしておりました足利大学の簗瀬範彦様が、今年３月末をもちまして足利大学を退職されまして、御本人から専門委員を辞任したい旨の申し出がありました。

先ほど大森委員からもありましたが、専門委員会におきましては、令和２年度末の都市計画区域マスタープランの策定に向け、引き続き調査をお願いしていくことになります。

つきましては、報告第２号の資料６ページのとおり、簗瀬委員の後任の専門委員として、都市計画を専門としており、福祉や医療の政策にも明るい、宇都宮大学地域デザイン科学部建築都市デザイン学科の佐藤栄治准教授に専門委員をお願いしたいと考えております。

なお、本委員の選任については、前回の専門委員会に御報告いたしましたが、異論はございませんでした。

説明は以上でございます。

○議長　簗瀬先生には随分長く都市計画審議会も含めてお手伝いいただきましたが、御退任されるということでございます。後任として、今、事務局から宇都宮大学の佐藤准教授を選任することにしましたと説明がありましたが、皆様から御質問はございますか。

大変優秀な方ですので、私も適任と理解しております。御質問がないようですので、事務局から報告のとおり進めていただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長　続きまして、報告第３号「市町村の都市計画決定について」、事務局から報告をお願いいたします。

○幹事（栃木県都市計画課長）　報告第３号「市町村の都市計画決定案件について」御報告いたします。

資料は、お手元の黄色い「第１７６回栃木県都市計画審議会報告資料」の表紙をめくっていただいたページを御覧願います。報告番号３を御覧ください。今年２月５日から７月２９日までの間に、市町村が都市計画決定を行いました案件について報告するものでございます。

次に、報告第３号の中表紙をめくっていただいて、１ページを御覧ください。こちらの表は、市町村ごとに都市計画決定の件数を計画種別ごとに集計したものでございます。計の欄に記載したとおり、土地利用に関するものが５件、都市施設に関するものが１４件、土地区画整理事業に関するものが１件、合計２０件の都市計画決定がされております。

なお、それぞれの計画の概要につきましては２ページ目から３ページ目に、位置図につきましては４ページ以降に添付しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

報告は以上でございます。

○議長　ただいまの説明につきまして、委員の皆様から御質問等はございますか。よろしいでしょうか。

特に御質問がないようですので、以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。委員の皆様には御審議いただきましてありがとうございました。

それでは進行を事務局にお返しいたします。

○事務局　長時間にわたり御審議いただきありがとうございました。

なお、本日の審議において、非公開に係る資料につきましては、恐れ入りますが、お帰りの際に席にそのまま置いていただくようお願いいたします。

また、本日用意いたしましたそのほかの資料が不要な場合には、そのまま机の上に置いていただいたままで結構でございます。

以上をもちまして、本日の審議会を閉会いたします。本日は大変ありがとうございました。

午後３時４５分　閉会